

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.001

処 分 名	適用除外とする保存建築物の指定
処 分 の 概 要	古くから存在する建築物の構造は、その大半が現在の建築基準法とは大きくかけ離れたものであるため、本法の基準を適用すると復元することは不可能です。そのため、本条は、限定的に建築物を選び出し、それらに限り本法の適用を除外しています。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 3 条第 1 項 3 号 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 182 条第 2 項
審 査 基 準	個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため設定することはできません。
標準処理期間	許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	

■建築基準法
 (適用除外)
 第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、適用しない。
 一 二 三 四 省略
 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 百

■文化財保護法
 (地方公共団体の事務)
 第一百八十二条
 1 2 3 省略
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 百

根拠法令及び
 関係法令等の抜粋